

民生・児童委員イメージキャラクター
「ミンジー」



民生・児童委員は地域で

地域の人との相談相手

同じ地域に住む住民からの相談を受け、内容に応じて適切な関係機関への橋渡しや解決の手助けをします。民生・児童委員には守秘義務があり、相談内容や個人の秘密は固く守られるので、安心してご相談ください。



相談内容の例

「高齢で一人暮らしが不安」「子育てやしつけで悩んでいる」「虐待の疑いがある子を見かけた」「ご近所さんが認知症かもしれない」など

※近隣とのトラブルなど、一部対応できない相談もあります。

相手の思いを丁寧に伺います

中部地区会長 秦 美恵さん

長年活動をするうちに、街中で地域の方から声を掛けていただくことが増えました。相談を受ける際には、自分の考えを押し付けずに相手の話をよく聞いて、その方の希望や意思を尊重することを心掛けています。悩みがある場合も、近所に心配な人がいる場合も、どうぞ気軽にご相談ください。



5月8日(木)から
三鷹市公式動画チャンネル
「みる・みる・三鷹」でも
活動を紹介します。



支援機関との連携

市や関係機関からの依頼を受けて、見守りが必要と思われる方などのお宅を訪問し、状況に応じて見守りの継続や支援機関との連携を行っています。



また、ご近所でのおしゃべりや、ほのぼのネット(右記)などの活動を通して、見守りや支援が必要な方の情報をキャッチすることも、民生・児童委員の大切な役割の一つです。



大切にしたい“ご近所ならではの”の関わり

西部地区会長 黒川 晴美さん

私たちが支援するのは、例えば、お子さんや高齢者、障がいのある方、生活に困っている方、家族関係に悩む方、介護をしている方など多岐にわたります。継続的にお話を聞き、支援機関へつなぐなど、「ご近所だからこそできる関わり」を大事にしていきたいと思っています。



赤ちゃんがいる家庭の訪問

お住まいの地区担当の民生・児童委員が、おおむね生後4カ月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業」を行っています。

生後2カ月を過ぎた頃に訪問日のお知らせをお送りし、玄関先で子育て支援に関する情報を提供するほか、赤ちゃんの誕生をお祝いする「ブックスタート」の絵本をお届けします。



地域ぐるみで子育てを応援します!

南部地区会長 練尾 明子さん

委員1人当たり年間で20件程度、赤ちゃんのいる家庭に伺って、必要があれば子ども家庭支援センターりぼんなどの支援機関につないでいます。かつて訪問した方にたまたま再会して、お子さんが元気に成長し、進級・進学したというご報告をいただいたときは本当にうれしく、この活動をしていて良かったと思いました。



私たちみんな
民生・児童委員です

現在、114人の
委員が活動中

お住まいの地区の
委員を知りたい方は、
地域福祉課
☎0422-29-9231へ
お問い合わせ
ください。

